　　　柏市附属機関設置条例及び柏市非常勤特別職職員報酬等支給

　　　条例の一部改正について（報告）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　こども部保育運営課

　このたび柏市議会令和４年第１回定例会に上記条例の改正案を上程する予定です。

　施行期日は令和４年４月１日の予定です。

１　条例改正の概要

　(1) 柏市附属機関設置条例

　　　新たに「柏市医療的ケア児等保育実施検討審査会」を設置し

　　ます。

　(2) 柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例

　　　上記審査会の外部委員に，その職責に応じた報酬額を設定し

　　ます。

２　柏市医療的ケア児等保育実施検討審査会の主な内容

(1) 当該審査会の事務

　　ア　医療的ケア児等を保育園等で適切に保育するための審査

　　　及び助言

　　イ　入園後に医療的ケア児等の症状が変化した場合，適切に

　　　保育するため助言

(2) 委員構成

　　外部委員：医師１名，障害児保育に知見を有するもの１名

　　内部委員：関係所属長等７名

(3) 委員報酬額

　　外部委員の報酬額：日額２５，５００円